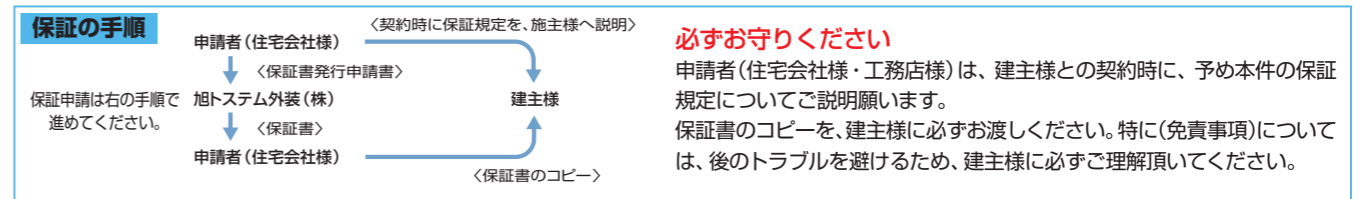


## 旭トステム外装のAT-WALLは、 充実した品質保証システムにより皆様に安心をお届けしています。

<b>製品本体保証</b>	
<b>保証対象</b>	2005年1月以降出荷の旭トステム外装 [AT-WALL] 工場塗装品の本体全種類*とします。(無塗装品を除く本体に限りです) *軒天用ワイド、軒天用有孔板は除きます。
<b>保証内容</b>	<p>1.重大な不具合 (1) 著しい割れのないこと。(著しい割れとは、サイディングが全板幅にわたって割れている場合をいう、ただし、切断加工した部分を除く) (2) 著しい欠損のないこと。(著しい欠損とは、サイディングの一部が欠け損じ、下地が露出している場合をいう) (3) 著しい剥がれのないこと。(著しい剥がれとは、サイディングがめくれまたは剥がれ落ちており、下地が露出している場合をいう) (4) 著しい反り・うねりのないこと。(著しい反り・うねりとは、455mmのスパンに対して5mm以上の反り・うねりをいう)</p> <p>2.その他の不具合 (1) 軽微な反り・うねりのないこと。(軽微な反り・うねりとは、455mmのスパンに対して3mm以上5mm未満の反り・うねりをいう) (2) 軽微なひび割れのないこと。(軽微なひび割れとは、幅が0.2mm以上でなおかつ長さが50mm以上のひび割れをいう) (3) 塗膜の著しいふくれ・剥がれのないこと。 (4) 塗膜の著しい変褪色のないこと。</p>
<b>保証期間</b>	<p>1.重大な不具合：通常の使用環境下において施工完了後10年間といたします。 (但し、18Z・15Zシリーズ各商品は15年といたします。)</p> <p>2.その他の不具合：通常の使用環境下において施工完了後2年間といたします。 ※本保証に基づき保証が行われた場合でも、その後の保証期間は当初の保証期間の残余期間といたします。</p>
<b>保証対象条件</b>	<p>1.弊社が保証対象者に対して個別に保証書を発行した<b>新築物件</b>とさせていただきます。</p> <p>2.原則として、専門施工ができる工事業者又は日本窯業外装材協会(NYG)サイディング施工士*が施工、管理し、施工管理報告書が提出された物件とさせていただきます。</p> <p>3.日本国内の新築の木造軸組建築物・木造枠組み壁工法(2×4)建築物、および、鉄骨造建築物(鉄骨胴縁・木胴縁工法)とし、かつ弊社純正の同質部材・付属部材を使用し、設計・施工時の最新版の「総合カタログ」の技術資料および別冊「AT-WALLテクニカルガイド」に従って設計施工された物件とさせていただきます。</p> <p>4.特に通気構法がなされていない場合は、保証の対象外となりますのでご注意ください。 *NYGが主催する「窯業系サイディング施工士認定試験」の合格者に与えられる資格です。優れた技能と最新の知識を有した、外装工事の専門技術者です。</p>
<b>保証対象者</b>	保証書の発行対象者は、原則として元請業者様(住宅会社様、工務店様)とします。
<b>補償方法</b>	<p>1.代替製品の無償提供。 2.部分補修。 3.その他、弊社が最も適当と判断した方法による補償。</p>
<b>免責事項</b>	<p>(1) 最新版の「総合カタログ」の技術資料、別冊「AT-WALLテクニカルガイド」に記載された事項に従わない設計・施工により不具合が生じた場合。 (2) 純正同質部材・付属部材を使用しなかった場合、および弊社の製品以外の部材による不具合の場合。 (3) 釘部の錆やもらい錆および金属製の化粧部材(水切り・出隅等)による不具合。 (4) 外壁材が変質・変形する恐れのある場所に使用された場合、および変質・変形の恐れのある施工がなされた場合。 (5) 入居者(管理人を含む)または第三者による維持管理不行き届きならびに故意・過失により不具合が生じた場合。 (6) 外壁工事後の増改築や補修あるいは設備機器・看板等の取付工事等により不具合が生じた場合。 (7) 建物自体の変形や変位により不具合が生じた場合。 (8) 下地材の腐食、経年変化による下地材の反り、くるとにより不具合が生じた場合。 (9) 釘頭のタッチアップなどの補修塗料使用箇所。 (10) タワシ・ブラシ等不適当な器材および薬品を用いた洗浄による損傷の場合。 (11) 汚れ(伝い水による汚れを含む)錆・カビ・こけ・藻等による外観上の変化の場合。 (12) 特殊環境地域による損傷の場合。(温泉場・焼却場・競泳場)(特殊ガス・熱・酸・アルカリ・塩類を発生する施設や工場地域)(塩害地区、湖・河川等の周辺で常時しづきがかかるような地域)(煙塵および金属粉・石粉が堆積する地域等)等および公害による損傷の場合。 (13) 異常現象(天災・台風・洪水・地震・落雷・つらら等)による損傷の場合。 (14) 不適切な保管・取扱いにより不具合が生じた場合。 (15) シーリング部および現場塗装の塗膜、ならびに本部材の施工工事およびその他の工事上の不具合による場合。 (16) 初期の損傷ないし不具合を長期間放置したために生じた拡大損傷の場合。 (17) 契約当時実用化された技術では予測することが不可能な現象が原因で生じた不具合の場合。 (18) 内部結露および伝い水によって基材に損傷が生じた場合。 (19) 弊社推奨のマスキングテープ以外による塗膜剥がれおよび粘着テープ貼り等による塗膜剥がれ。 (20) 経時変化による微細な塗膜のひび割れ。 (21) 製品本体、シーリング、塗装等の定期的なメンテナンスを怠った場合。 (22) 保証書発行申請書に事実と異なる記載があった場合。 (23) 沖縄県で施工された場合。</p>
<b>保証書発行条件</b>	弊社指定の「保証書発行申請書」と「保証物件施工管理報告書」に必要事項をもれなくご記入の上、施工完了後3か月以内に弊社支店・営業所へご提出ください。

**なお、この保証は雨漏り等の現象および付属部材に関する保証ではありません。**

\*「AT-WALL塗り壁」の品質保証については、専用カタログもしくは「AT-WALLテクニカルガイド」をご参照ください。



## 【塗膜15年・10年保証について】

旭トステム外装 [AT-WALL] 18Z、15Zシリーズの各商品本体(商品紹介ページに左記マーク表示<sup>※1</sup>)については、以下の保証規定を遵守していただける住宅会社様に対し15年間、25EX、18S、15S、15X、15XF、15G、15A、15M、15MFシリーズの各商品本体およびデザインパーツの該当商品本体(商品紹介ページに左記マーク表示<sup>※2</sup>)については、10年間の塗膜品質保証をいたします。最新版の「総合カタログ」の技術資料および別冊「AT-WALLテクニカルガイド」の施工・納まりを遵守して施工を行ってください。

**保証対象**

塗膜15年保証：旭トステム外装 [AT-WALL] 18Z、15Zシリーズ各商品本体の塗膜品質。  
塗膜10年保証：旭トステム外装 [AT-WALL] 25EX、18S、15S、15X、15XF、15G、15A、15M、15MFシリーズ各商品本体およびデザインパーツの該当商品本体(商品紹介ページにマーク表示あり)の塗膜品質。

**保証内容**

塗膜に著しい変褪色がないこと。ただし著しい変褪色とは外壁材が本来持っている意匠性が損なわれるような変褪色をいいます。尚、保証内容に抵触するか否かについては、旭トステム外装株式会社品質保証条件と免責事項を確認した上で、判断するものとします。

**保証期間**

塗膜15年保証：通常の使用環境下において施工完了後15年間といたします。  
塗膜10年保証：通常の使用環境下において施工完了後10年間といたします。  
※本保証に基づき保証が行われた場合でも、その後の保証期間は当初の保証期間の残余期間といたします。

**保証対象条件**

1.弊社が保証対象者に対して個別に保証書を発行した**新築物件**とさせていただきます。  
2.原則として、専門施工ができる工事業者又はNYGサイディング施工士\*が施工、管理し、施工管理報告書が提出された物件とさせていただきます。  
3.日本国内の新築の木造軸組建築物・木造枠組み壁工法(2×4)建築物、および、鉄骨造建築物(鉄骨胴縁・木胴縁工法)とし、かつ弊社純正の同質部材・付属部材を使用し、設計・施工時の最新版の「総合カタログ」の技術資料および別冊「AT-WALLテクニカルガイド」に従って設計施工された物件とさせていただきます。  
4.特に通気構法がなされていない場合は、保証の対象外となりますのでご注意ください。  
\*NYGが主催する「窯業系サイディング施工士認定試験」の合格者に与えられる資格です。優れた技能と最新の知識を有した、外装工事の専門技術者です。

**保証対象者**

保証書の発行対象者は、原則として元請業者様(住宅会社様、工務店様)とします。

**補償方法**

1.代替製品の無償提供。  
2.部分補償。  
3.その他弊社が最も適当と判断した方法による補償。

**免責事項**

(1) 最新版の「総合カタログ」の技術資料、別冊「AT-WALLテクニカルガイド」に記載された事項に従わない設計・施工により不具合が生じた場合。  
(2) 純正同質部材・付属部材を使用しなかった場合、および弊社の製品以外の部材による不具合の場合。  
(3) 釘部の錆やもらい錆および金属製の化粧部材(水切り・出隅等)による不具合。  
(4) 外壁材が変質・変形する恐れのある場所に使用された場合、および変質・変形の恐れのある施工がなされた場合。  
(5) 入居者(管理人を含む)または第三者による維持管理不行き届きならびに故意・過失により不具合が生じた場合。  
(6) 外壁工事後の増改築や補修あるいは設備機器・看板等の取付工事等により不具合が生じた場合。  
(7) 建物自体の変形や変位により不具合が生じた場合。  
(8) 下地材の腐食、経年変化による下地材の反り、くるとにより不具合が生じた場合。  
(9) 釘頭のタッチアップなどの補修塗料使用箇所。  
(10) タワシ・ブラシ等不適当な器材および薬品を用いた洗浄による損傷の場合。  
(11) 汚れ(伝い水による汚れを含む)錆・カビ・こけ・藻等による外観上の変化の場合。  
(12) 特殊環境地域による損傷の場合。(温泉場・焼却場・競泳場)(特殊ガス・熱・酸・アルカリ・塩類を発生する施設や工場地域)(塩害地区、湖・河川等の周辺で常時しづきがかかるような地域)(煙塵および金属粉・石粉が堆積する地域等)等および公害による損傷の場合。  
(13) 異常現象(天災、台風、洪水、地震、落雷、つらら等)による損傷の場合。  
(14) 不適切な保管・取扱いにより不具合が生じた場合。  
(15) シーリング部および現場塗装の塗膜、ならびに本部材の施工工事およびその他の工事上の不具合による場合。  
(16) 初期の損傷ないし不具合を長期間放置したために生じた拡大損傷の場合。  
(17) 契約当時実用化された技術では予測することが不可能な現象が原因で生じた不具合の場合。  
(18) 内部結露および伝い水によって基材に損傷が生じた場合。  
(19) 釘留め部分。  
(20) 凍害による塗膜の損傷の場合。  
(21) 弊社推奨のマスキングテープ以外による塗膜剥がれおよび粘着テープ貼り等による塗膜剥がれ。  
(22) 経時変化による微細な塗膜のひび割れ。  
(23) 製品本体、シーリング、塗装等の定期的なメンテナンスを怠った場合。  
(24) 保証書発行申請書に事実と異なる記載があった場合。  
(25) 沖縄県で施工された場合。

**保証書発行条件**

弊社指定の「保証書発行申請書」と「保証物件施工管理報告書」に必要事項をもれなくご記入の上、施工完了後3か月以内に弊社支店・営業所へご提出ください。